

平成 31 年

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 14 日 )  
( 第 2 号 )

第 2 号  
2 月 14 日



平成31年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 2 号

○平成31年2月14日（木曜日）

---

### 議事日程（第2号）

平成31年2月14日（木）午前10時開議

- 第1 議会運営委員辞任の件
- 第2 議会運営委員補充選任の件
- 第3 議案第1号から議案第78号まで  
〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議会運営委員辞任の件
- 日程第2 議会運営委員補充選任の件
- 日程第3 議案第1号から議案第78号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚

8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信

36	番	前 田	剛 志
37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤	史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文

危機管理統括監  
総務部長

服部 浩  
嶋田 宜浩

---

午前10時0分開議

## 開 議

- 議長（前田剛志） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

- 議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問に対する回答書を受領しましたので、さきに配付いたしました。

次に、議案第1号から議案第78号まで並びに報告第1号から報告第20号までは、さきに配付いたしました。

次に、地方自治法第252条の37の規定により、包括外部監査人から監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議案第1号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第3号 平成31年度三重県一般会計予算
- 議案第4号 平成31年度三重県債管理特別会計予算
- 議案第5号 平成31年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
- 議案第6号 平成31年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第7号 平成31年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第8号 平成31年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
- 議案第9号 平成31年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第11号 平成31年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 平成31年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第13号 平成31年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第14号 平成31年度三重県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成31年度三重県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第16号 平成31年度三重県水道事業会計予算
- 議案第17号 平成31年度三重県工業用水道事業会計予算
- 議案第18号 平成31年度三重県電気事業会計予算
- 議案第19号 平成31年度三重県病院事業会計予算
- 議案第20号 三重県林業研究所みえ森林・林業アカデミー受講手数料条例案
- 議案第21号 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例案
- 議案第22号 三重県犯罪被害者等支援条例案
- 議案第23号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

- 議案第26号 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第32号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第35号 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第39号 三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第40号 三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第42号 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第43号 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第44号 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第45号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案



- 議案第46号 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第48号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第51号 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第52号 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
- 議案第59号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案
- 議案第61号 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第64号 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案
- 議案第65号 三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案
- 議案第66号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第67号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第68号 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
- 議案第69号 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第70号 包括外部監査契約について
- 議案第71号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

- 議案第72号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第73号 工事請負契約について（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）
- 議案第74号 工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）
- 議案第75号 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）の策定について
- 議案第76号 三重の森林づくり基本計画の変更について
- 議案第77号 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の変更の認可について
- 議案第78号 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

---

## 議会運営委員の辞任

- 議長（前田剛志） 日程第1、議会運営委員辞任の件を議題といたします。  
大久保孝栄議員から議会運営委員の辞任願が提出されました。  
お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、大久保孝栄議員の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、大久保孝栄議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

## 議会運営委員補充選任

- 議長（前田剛志） 日程第2、議会運営委員補充選任の件を議題といたします。  
お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、岡野恵美議員を議会運営委員に指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

## 議 案 の 上 程

○議長（前田剛志） 日程第3、議案第1号から議案第78号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、平成31年定例会2月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、平成31年度における県政の展開方向について説明をいたします。

初めに、先般愛知県で発生した豚コレラに係る本県の対応状況について説明をさせていただきます。

2月5日、愛知県内の養豚農場において豚コレラの疑い事例が発生し、この農場から三重県内の1農場に子豚が出荷されていたことが判明しました。これを受け、本県では、発生農場から導入した子豚及び同居豚を対象に、血清抗体検査など国から指示された4項目の検査を実施し、翌6日に全ての豚が豚コレラに感染していないことを確認しました。

この結果、国からは、当該農場について通常の衛生管理でよいとの指示がありました。三重県独自の対応として、当該農場に対し徹底した飼育豚の観察を実施し、毎日その状況を報告するよう求めるとともに、11日に改めて立入検査を行い、異状がないことを確認しました。

引き続き、感染防止に向け、国や近隣府県との連携を密にした情報交換と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、防疫体制の一層の強化に取り組んでいきます。

さて、私が平成23年4月に知事に就任して以来、平成27年には2期目の負託をいただき7年10カ月が経過しました。この間、県議会をはじめ、市町、企業、関係団体の方々など、県民の皆様から温かい励ましと県政へのお力添えをいただき、改めて深く感謝申し上げます。

これまで職員とともに一丸となって、みえ県民力ビジョンに掲げた県民力による協創の三重づくりを進めた結果、伊勢志摩サミットの開催や過去最高を記録した観光入り込み客数、1人当たり県民所得全国3位などの実績を生み出すことができました。県民の皆様の幸福実感をさらに高めていくため、県政の諸課題にしっかりと取り組み、任期を全うしたいと考えています。

5月には元号が改められ、平成から次の時代への橋渡しが行われる歴史の節目を迎えます。平成の時代を振り返ると、私たちを取り巻く社会経済情勢は、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、人口減少や超高齢化の進展に伴う市場の縮小などにより、従来のモデルが通用しない時代に入っており、これまでの成功体験に頼らず、社会システム全体を考え直さなければならない転換点に来ています。

また、平成は災害の時代とも言われるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨や地震等、想定外、数十年に一度の大規模自然災害が頻発し、私たちの命や暮らしの安全・安心が脅かされており、災害に対する備えがますます重要となってきました。

さらに、パソコンやスマートフォンに象徴される情報通信技術の進歩により、私たちのライフスタイルやコミュニケーションの手段が大きく変化しています。

三重県でも、平成19年をピークに総人口が減少に転じるとともに、紀伊半島大水害等県内に甚大な被害を及ぼす自然災害が発生しました。県内経済は、リーマンショックの影響を受け厳しい時期もありましたが、それを乗り越え、平成28年度の実質県内総生産は過去最高を記録しました。

また、伊勢志摩サミットを通じて、先人が時代を超えて育んできた自然と人との共生や伝統文化の継承、多様性への寛容などの精神性や価値について、

県民の皆様とともに、改めて認識することができました。

平成という時代の最後に当たり、今年24日で御在位30周年をお迎えになられる天皇陛下が、4月18日、伊勢神宮にお越しになられます。陛下として最後の御来県であり、地方への行幸啓の機会であることから、常に国民に寄り添って歩んでいただいた陛下に対し、感謝の気持ちと次の時代への思いを県民の皆様と共有できる機会となるよう、万全の態勢でお迎えします。

平成31年度は、新しい時代の始まりに際し、多様で包容力ある、持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆様が夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍し続けられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければなりません。

また、みえ県民カビジョン・第二次行動計画の最終年度であり、これまで9割以上の施策がおおむね順調に推移しているものの、進展度がおくれている施策も一部残っていることから、危機感を持って行財政運営を進め、幸福実感日本一の三重の実現に向けて着実に取組を進めていく必要があります。

未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆様のもと暮らしを守る取組をこれまで以上にしっかりと進めるとともに、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦していくこととし、五つの柱に沿った取組に注力し県政を進めていきます。

一つ目の柱は、災害に強い地域社会をつくるためにです。

昨年は、大規模自然災害が全国各地で頻発し、三重県においても台風による深刻な被害が発生しました。南海トラフ地震の30年以内の発生確率も引き上げられており、過去の災害を振り返りつつ、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるとともに、新たに明らかになった課題に的確に対応する必要があります。

平成30年度、防災に関する県民意識調査結果（速報）では、災害時に避難しないと答えた方の割合が増加傾向にあり、適切な避難行動をとり、命を守る取組の重要性が高まっています。このため、適切な避難行動につなげる共助の取組を総合的、一体的に実施しようとする市町を支援します。

本年は、伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目を迎えます。こうした節目に防災の日常化の定着を図るため、自治体災害対策全国会議などを開催するとともに、三重県防災対策推進条例を見直します。また、全ての病院でBCP、事業継続計画の考え方に基づく災害医療マニュアルの策定と定着化が促進されるよう支援します。

危険性を把握する手段として重要性が再認識された土砂災害警戒区域について、その指定に必要な基礎調査を平成31年度中に完了するよう取組を進めます。また、伊勢湾沿岸を対象に高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップの作成を支援します。さらに、台風等への事前、事後対策をまとめた農業者、漁業者向けの防災技術マニュアルを新たに整備し周知を図るなど、現場における対策を強化します。

ハード対策では、県立学校での屋内運動場の天井等の落下防止について、平成31年度中に全棟の対策が完了するよう計画的に取組を進めます。

また、猛暑に備えるため、全ての県立学校普通教室で空調設備が整うよう取り組み、生徒の安全に万全を期します。本年夏には、空調未整備の高等学校に、レンタルによる臨時対応を講じます。

河道掘削やダム、土砂災害防止施設の整備、河口や沿岸部の堤防耐震対策などを進めるとともに、ため池堤体の耐震対策や排水機場の長寿命化など、効果的な整備を加速させます。

国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に的確に対応するとともに、自助、共助、公助の力を結集しながら、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策のさらなる進化を目指します。

二つ目の柱は、誰もが安心して暮らし続けられるためにです。

人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたっていきいきと活躍できる社会を実現するため、健康づくりの推進や医療・介護・福祉分野における連携と質の高いサービスの充実、子どもたちや障がい者など社会的な支援を必要とする方々に寄り添った対策に取り組んでいきます。

健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に向けて、三重とこわか県民健康会議

(仮称)を設置するとともに、三重とこわか健康マイレージ事業を推進し、県民の皆様の主体的な健康づくりや企業における健康経営の取組を支援します。また、地域における医療提供体制を確保するため、三重県医師確保計画を策定するとともに、引き続き、若手医師のキャリア形成の支援や看護職の求職者への就業あっせん、医療従事者の勤務環境改善に取り組みます。さらに、地域医療を担う次世代の医療人材を育成する、みえ地域医療メディカルスクールを開催します。

介護従事者の確保に向けて、引き続き、マッチング支援や介護職場の魅力発信などを進めるとともに、介護助手の導入を支援するなど、勤務環境の改善に取り組みます。

認知症対策については、パール宣言に基づく様々な取組の調査分析を行い、今後の認知症施策の指針の検討を行います。また、認知症患者のレセプトデータを調査、分析し、早期からケアにつなげるモデル事業を実施するとともに、その成果が他市町にも波及するよう取り組みます。

今年に入り、三重県内でも麻疹、はしか患者が発生し、近年にはないほどの多くの患者が確認されています。現在、患者の発生については小康状態となっていますが、引き続き、流行の継続が懸念されるインフルエンザとあわせて、ワクチン接種の推奨をはじめとした情報提供や注意喚起を行い、医療機関等とも連携の上、感染拡大防止に取り組んでいきます。

全ての子どもたちが夢や希望を持って健やかに育つことができるよう、様々な主体と連携し取組を進めていきます。

子どもの最善の利益の実現に向けて、新たに家庭養育優先の原則を踏まえた三重県社会的養育推進計画(仮称)を策定し、里親等への委託のさらなる進展を目指すなど、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境を一層充実させます。

児童虐待が依然として深刻な状況にあることから、4月に北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、39年ぶりの新設となる児童相談所を県鈴鹿庁舎内に設置するとともに、市町や施設等との連携を深めた相談体制を

構築し、対策の強化を図ります。また、子どもを虐待から守る条例の改正に向けた調整を進めるとともに、人工知能、AI技術を導入した児童虐待対応リスクアセスメントの可能性を検証する取組などを推進します。

三重県いじめ防止条例の基本理念を踏まえ、子どもLINE相談みえを引き続き実施するとともに、早期対応が必要な相談に対しては、臨床心理士等と連携し、継続的な支援を行います。また、三重県いじめ防止サミットを開催し、子どもたちやいじめ防止応援サポーターの主体的な取組を推進します。

子育て支援については、平成31年度は希望がかなうみえ子どもスマイルプランの最終年度に当たるため、これまでの成果や課題等を踏まえ、計画の改定を行います。また、県内の貧困家庭やひとり親家庭の実態を調査するとともに、三重県子どもの貧困対策推進会議等の意見を踏まえ、三重県子どもの貧困対策計画及び三重県ひとり親家庭等自立促進計画を改定します。

待機児童の解消に向けて、保育所におけるイクボスの取組を推進するなど、潜在保育士の就労促進や保育士の処遇改善などに取り組みます。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報等を一元的に発信するほか、保育士を補助する人材の確保を支援します。

障がい者の活躍に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づき普及啓発を進めるとともに、解決が困難な相談事案について調査、審議する諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置します。また、農林水産分野への福祉事業所の参入を促進する人材の育成を図るとともに、福祉事業所と経営体とのマッチングを行う仕組みづくりに取り組みます。

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応が行えるよう、市町や施設等職員に対し研修を行うとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し指導を行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、新たな地域福祉支援計画を策定するとともに、地域生活課題の一つである再犯防止を進めるため、地方再犯防止



推進計画を策定します。

本年4月からの新たな在留資格制度の施行に伴い、在留外国人の増加が見込まれることから、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めるため、国が進める総合的対応策も踏まえ、三重県多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）を整備します。また、多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化を捉え、三重県多文化共生社会づくり指針を改定します。

犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、新たに三重県犯罪被害者等支援条例を制定し、都道府県では初となる見舞金制度の創設や地域社会における理解の促進など、犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的かつ計画的に行います。

歩行者等の安全確保を図るため、摩耗した全ての横断歩道に加え、その直近の停止線について一体的に塗りかえを行うなど、交通安全施設の整備を進めます。

三つ目の柱は、若者の県内定着につなげるためにです。

総務省統計局から公表された住民基本台帳人口移動報告2018年結果によると、2年連続で減少していた三重県への転入者数が2018年は増加に転じ、15歳から29歳までの若者の転出超過数が減少しています。一方で、三重県の転出超過数は2年続けて4000人を超え、依然として若者がその約8割を占める状況は続いています。本県が他県との差別化を図りながら自立的に発展していくためには若者の県内定着が重要となります。

そのため、地域で活躍できる可能性が広がる働く場づくり、一人ひとりが輝き地域から求められるひとづくり、様々なひとの思いをつなぎ三重に呼び込むきっかけづくりの三つの観点から、若者の県内定着に向けた取組を強力に進めていくこととし、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について見直しを行います。

働く場づくりとして、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT等の活用によるスマート化を促進し、生産技術の見える化や作業の自動化、効率化を進めます。

若者の県内企業への就労促進を図り定着につなげるため、地域の関係機関が一体となり、若者、子育て世代にとって魅力ある働く場づくりや地域が求める産業人材の育成、女性の就労支援、若者の早期離職の防止、外国人材の受け入れ態勢の整備などの取組を総合的に進めます。

子育てしやすい職場風土の醸成に向け、みえのイクボス同盟加盟企業における中間マネジメント層のイクボス理解を促進するなど、みえのイクボス伝道師と連携し取組を進めます。

ひとつづくりでは、高校生に他者と協働する力や自己と社会の関わりを深く考える力など、社会の変化に対応できる力が育まれるよう、地域課題解決型の新しいキャリア教育モデルを構築します。

熊野古道世界遺産登録15周年を契機として、熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化の価値が次世代に継承されるよう、小中学生、高校生の郷土への愛着心と誇りを育み、地域の担い手となるひとつづくりを進めます。

教育・人づくりを進める三重県教育施策大綱及び三重県教育ビジョンについては、平成31年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を検証し、それぞれ見直しを行います。

きっかけづくりでは、三重県への移住を促進するため、ええとこやんか三重移住相談センターを中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、市町等様々な主体と連携、協力し、仕事を通じた自己実現を重視する若者と地域の思いをつなぐ機会の創出に取り組みます。

後継者を求める県内の事業者と起業、継業に関心のある移住希望の若者等とのマッチングを進めるため、ニーズの掘り起こしから、企業、人材の紹介等に取り組み、地域に必要とされる価値ある企業の創出、存続を促進します。

四つ目の柱は、強みを生かし国内外から選ばれ続けるためにです。

県内経済は、実質県内総生産が過去最高を記録し、有効求人倍率が高水準で推移するなど、雇用経済情勢は着実に改善しています。一方で、県内企業における深刻な労働力不足が続いています。また、国においては、AIやIoT等の革新的な技術に牽引される第4次産業革命の社会実装による

Society 5.0の実現を進めることとしています。

こうした中で、三重県が国内外から選ばれ続けるため、おおむね10年先を見据え、新しい産業政策の方向性を示した、みえ産業振興ビジョンに基づき、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいはつなぎ直していく、KUMINAOSHIの産業政策で、共感と協創による新しい三重の産業創出に取り組んでいきます。

三重の強みである、ものづくり産業のスマート化を促進し、持続的な発展につなげるため、次世代自動車産業や航空宇宙産業等の振興、ものづくり中小企業の高付加価値化などに取り組めます。また、産業政策を通じて地域課題の解決にも貢献していくため、三重県事業承継支援方針に基づき中小企業、小規模企業の円滑な事業承継に取り組むとともに、空の移動革命に向けた空飛ぶクルマの実証実験などを促進し、県内事業者による新たなサービス産業の創出を図ります。さらに、伊勢志摩サミット関係国や産業連携に関する覚書（MOU）締結国・地域との行政間ネットワークの強化に努めるとともに、引き続き、外資系企業の誘致に取り組めます。

農林水産業の競争力強化に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピックに関連する様々な場面において県産食材が一品でも多く活用され、大会後の恒常的な取引へと発展するよう、国際水準GAP等の認証取得促進の取組をさらに加速させるとともに、戦略的なプロモーションを実施します。

森林経営管理法の施行や森林環境譲与税（仮称）の導入など森林、林業施策の大きな転換点を迎えるに当たり、今回、新たに提案している三重の森林づくり基本計画に基づき、森林、林業のあるべき姿の実現に向け、みえ森林・林業アカデミーを本格開講させるなど三重の森林づくりを新たにスタートします。

水産資源の適切な管理と水産業の成長化の両立を目指し、国の水産政策の改革を踏まえ、資源の増大やより効果的な資源管理の実践に向けて、漁業者による資源管理計画の策定などに取り組めます。また、競争力ある水産業を目指して三重県水産業・漁村振興指針の改定に取り組めます。

観光を稼げる産業とするため、デジタルツールを活用した観光マーケティング活動の仕組みを確立し、より戦略的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげていきます。SNSを活用し、インスタグラム等による情報発信を充実するとともに、近隣自治体等と連携したインバウンド誘致を進めます。あわせて、地域に大きな経済波及効果を生み出す国際会議等MICE誘致も進めます。

本年は、熊野古道世界遺産登録15周年を迎えることから、インバウンドも含めた情報発信を地域一体となって行うなど、国内外から熊野古道への来訪を促進する取組を進めます。また、奈良県、和歌山県や中部各県等と連携し、個人の外国人旅行者を主なターゲットに、東紀州地域の戦略的な情報発信、誘客促進に取り組みます。

広域交通ネットワークの形成については、念願であった新名神高速道路の新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクション間の完成による県内区間全線、及び東海環状自動車道の東員インターチェンジから大安インターチェンジ間の開通が3月17日に決定しました。これまで、市町、関係者の方々と一体となって、その早期整備に取り組んできた成果であり、引き続き、東海環状自動車道の県内区間の延伸、紀伊半島のミッシングリンクの解消など、高規格幹線道路の整備を着実に進めます。

リニア中央新幹線について、東京―名古屋間事業の情報共有や波及効果を高める取組を東海3県1市が連携して進めます。また、名古屋―大阪間のルート、駅位置の早期確定や、その前提となる環境アセスメントの着手に向けて、関係府県、JR東海等との連携体制のもと強力に取組を進めます。

五つ目の柱は、スポーツを通じて元気な地域社会をつくるためにです。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が来年の夏に、本県での開催が正式決定した三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が再来年に迫り、スポーツへの関心や県出身選手の活躍への期待が高まる絶好の機会となります。

成功裏に終わったインターハイの成果を三重とこわか国体・三重とこわか

大会につなげるとともに、東京2020大会に向けて、多くの県民の皆様が様々な形で参画していただくことで、スポーツを通じた元気な三重づくりを進めます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、引き続き、会場地市町や各競技団体等と緊密に連携し、県民の皆様とともに、オール三重で開催準備に取り組んでいきます。

三重県競技力向上対策基本方針で位置づけた目標である、三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得のため、各競技団体の現状に即した効果的な強化対策に着実に取り組みます。また、国体において少年種別の選手となる年齢層が平成31年度から順次高校生となることから、その年齢層を中心にジュニア、少年選手の育成、強化を図ります。さらに、指導者を養成・確保し、三重とこわか国体後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組を充実します。

三重とこわか大会に向けて、選手、競技団体の育成や練習環境の整備を進めます。また、障がい者スポーツを支える関係者を養成するなど、障がいのある人が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進め、障がい者スポーツの裾野の拡大を図ります。

こうした本格化する三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備、運営業務に的確に対応できるよう、スポーツ施策の推進体制もあわせて強化します。

誘致が実現した東京2020大会の事前キャンプの受け入れ準備を進めるとともに、引き続き、新たな誘致の実現に向けて取り組みます。また、聖火リレーについて、ランナー選定や各種行事の計画立案等、本格的な運営準備を進めます。

ここで、これまで三重県のスポーツ振興に多大なる貢献をされ、1月8日に引退を表明されました女子レスリングの吉田沙保里さんに対し、その輝かしい功績に敬意を表すとともに、感謝の気持ちを申し述べたいと思います。吉田さんは、平成時代の女子レスリング界の第一人者として活躍し、3大会連続オリンピックで金メダル獲得、世界大会16連覇、個人戦206連勝と数々

の大記録を打ち立てられました。吉田さんの努力は、裏切らない。という言葉  
を体現されたその姿には、三重県民のみならず国民の多くの人たちが勇氣  
をもらいました。引退されることは非常に残念に思いますが、今後も競技生  
活時代と同様に、沙保里スマイル全開で御活躍されることを願うとともに、  
引き続き、ふるさと三重から第二、第三の吉田沙保里が誕生するよう、お力  
添えをいただきたいと思います。

県としては、これまでの輝かしい功績をたたえ、新たに三重県民栄誉特別  
功労賞を創設し、授与させていただくこととしています。

平成31年度は第二次三重県行財政改革取組の最終年度となります。取組の  
三つの柱である協創・現場重視の推進、機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運  
営、残された課題への的確な対応において設定した全ての具体的目標の達成  
に向け全力で取り組みます。

三重県財政の健全化に向けた集中取組において、これまでの取組により、  
公債費や総人件費の抑制などについて、一定の成果があらわれてきたところ  
であり、引き続き、財政健全化に向けた道筋を確実につけるという強い使命  
感を持って、歳出構造の抜本的な見直しと、より一層の歳入確保に取り組ん  
でいきます。

最後に、コンプライアンスの徹底については、継続して取り組んできたに  
もかかわらず、今年度も不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発  
生したことを深くお詫び申し上げます。こうした事態を全ての職員が重く受  
けとめ、その信頼回復に向けて、覚悟を持って取り組んでいきます。

再発防止に向けた取組として、コンプライアンス懇話会等において取組の  
検証や評価を行うなど、外部視点の導入を行うとともに、職員一人ひとりに  
コンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透していなかったことを反省  
し、新たにコンプライアンス総括監を設置するなど、全庁的な推進体制の強  
化を図ります。また、コンプライアンスを自分事とできる仕組みの構築など、  
職員一人ひとりの意識の向上に取り組むほか、職員の事務処理能力の向上、  
的確な業務の進め方の徹底、組織の仕組みや体制の見直しをあわせて行いま

す。加えて、県行政の諸活動に対する県民の皆様への説明責任をより一層果たすため、公文書等管理条例（仮称）の制定を通して職員の意識を高め、公文書の適正管理のさらなる徹底に取り組んでいきます。

これらの取組については、可能なものから直ちに着手するとともに、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に邁進していきます。

このような平成31年度における県政の展開方向を踏まえた上で、平成31年度当初予算は次の点を重視した予算としました。

まず、みえ県民カビジョン・第二次行動計画の最終年度であるため、目標達成に向けて県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、統一地方選挙を踏まえ、通常分の公共事業費を対前年度当初予算の80%程度として機械的に計上するなど骨格的予算として編成しつつ、県民生活の安全・安心を守るための取組など喫緊の課題への対応については、新規事業も含めて計上しています。

また、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策への対応については、公共事業費を別途所要額で計上し、防災・減災対策に万全を期す一方で、持続可能な行財政運営に向けて、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直しています。

さらに、平成31年度三重県経営方針（最終案）（暫定版）で、平成31年度に注力する取組に位置づけた五つの柱については、重点的な資源配分としています。

以上のような考え方にに基づき予算編成を行った結果、当初予算の額は、一般会計で、前年度当初予算額と比べ0.5%増の7005億8413万1000円、特別会計で、1.4%増の3601億5874万6000円、企業会計で、1.7%増の402億7919万1000円となり、3会計を合わせた予算額は、0.8%増の1兆1010億2206万8000円となっています。

このうち、一般会計の歳入予算のうち主なものについて説明いたします。県税収入について、法人二税で企業業績の好調による増、及び地方消費税で

国内取引における消費の回復基調による譲渡割の増や国際的な原油価格の高水準に伴う貨物割の増が見込まれることなどから、県税収入全体としては、対前年度7.0%増の2646億2600万円を計上しています。

地方交付税について、国の平成31年度地方財政対策を踏まえ、対前年度7.1%減の1294億5200万円を計上しています。

県債について、臨時財政対策債の減などにより、前年度当初予算額と比べ9.5%減の901億8600万円を計上しています。

基金繰入金について、財政調整基金からの繰入の増などにより、前年度当初予算額と比べ10.9%増の116億1348万1000円を計上しています。

次に、議案第1号から第2号までの補正予算は、国の平成30年度補正予算（第2号）に対応し、緊急に防災・減災対策に取り組むための公共事業の追加などに係る経費についてそれぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で154億3716万2000円、特別会計で9610万円それぞれ増額するものです。

それでは、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、公共事業関係で68億4998万円を、経営体育成事業費補助金で1億2025万6000円をそれぞれ増額するなど、合わせて72億4058万1000円を増額しています。また、県債について、補正予算債で71億4600万円を増額するとともに、基金繰入金について、財政調整基金繰入金で1億1483万2000円を増額するなど、合わせて1億1557万6000円を増額しています。

歳出の主なものとして、国の補正予算に伴い、公共事業について、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に応じた防災・減災対策等を行うため、国補公共事業を99億6920万7000円、国直轄事業を12億5540万円それぞれ増額するほか、第1次産業における競争力強化に向けた生産基盤の整備等を行うため、農業農村事業で36億164万4000円を増額するなど、合わせて国補公共事業で36億3614万4000円を増額しています。

平成30年台風第21号及び第24号により被災した農業者に対して、農産物の



生産、加工に必要な施設等の復旧を緊急的に支援するため、1億2025万6000円を、障がい者の地域移行を進めるために社会福祉法人等が設置する障がい者施設の整備を支援するため、9823万2000円をそれぞれ増額しています。また、国立・国定公園内及び長距離自然歩道の施設整備を行うため、5198万5000円を追加しています。

また、特別会計では、流域下水道事業特別会計について9610万円を増額しています。

次に、今回提案しています予算以外の議案は、条例案50件、その他議案9件の合計59件であります。その概要について説明いたします。

議案第20号は、三重県林業研究所が実施するみえ森林・林業アカデミーにおける講座の受講手数料についての規定を整備するものです。

議案第21号は、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般のスポーツ活動に使用する際の使用料についての規定を整備するものです。

議案第22号は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減、及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するための条例を制定するものです。

議案第23号は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用及び提供できる事務について改正するものです。

議案第24号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第25号は、新たに児童相談所を設置することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うものです。

消費税法等の一部改正等に鑑み、議案第26号は、県有施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、新たに貸付対象とする場所の利用に係る料金の額について定めるもの、議案第27号、第31号、第36号、第52号、第53号は、都市公園の施設等の使用料等の額をそれぞれ改定するもの、議案第35号は、手数料の額を改定するとともに、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正等に鑑み、規定を整備するもの、議案第37号は、占用料の額を、議案第38号は、

流水占用料の額を、議案第39号から第41号までは、占用料及び土石採取料等の額を、議案第43号、第45号、第47号、第48号、第56号、第57号及び第59号から第66号までは、県有施設等の利用に係る料金の額をそれぞれ改定するもの、議案第49号は、卸売金額等の算定に用いる率を改定するもの、議案第50号は、漁港施設利用料等の額を、議案第68号は、給水に係る料金の額を、議案第69号は、工業用水の料金の額をそれぞれ改定するもの、議案第51号は、入港料及び港湾施設使用料の額を改定するとともに、納付期限の規定等を整備するもの、議案第58号は、三重県立美術館の施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、指定管理者制度に係る利用料金制の導入に鑑み、規定を整備するもの、議案第67号は、使用料及び手数料の額を改定するとともに、三重県立志摩病院の診療科目の名称を変更するものです。

議案第28号及び第55号は、定数の見直し等に伴い、職員の定数について、それぞれ改正するものです。

議案第29号は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第30号は、基金の設置目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものです。

議案第32号は、建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するもの、議案第34号は、試験等に要する費用及び消費税法等の一部改正に鑑み、試験等の手数料の額を改定するものです。

議案第33号及び第46号は、工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第42号は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

議案第44号は、関係法律の一部改正に鑑み、土壌汚染対策に係る意見の聴取についての規定を整備するものです。

議案第54号は、住生活基本法の趣旨を踏まえ、子どもを育成する世帯の優先入居の要件についての規定を整備するものです。

議案第70号は、包括外部監査契約を締結しようとするものです。

議案第71号及び第72号は、県の行う建設事業の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第73号及び第74号は、工事請負契約を締結または変更しようとするものです。

議案第75号及び第76号は、議会の議決を要する計画について、策定し、または変更しようとするものです。

消費税法等の一部改正に伴い、議案第77号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の変更を認可しようとするもので、議案第78号は、公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更を認可しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第1号から第18号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第19号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について、関係法律に基づき、報告するものです。

報告第20号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき、報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明15日から19日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明15日から19日までは休会とするこ

とに決定いたしました。

2月20日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時41分散会